「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こども家庭庁支援局家庭福祉課
ひとり親家庭等支援室長
佐々木　千景

こどもまんなか
こども家庭庁

１．こども家庭庁とは

２．こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援

３．こども・子育てに優しい社会づくりに向けて

こども家庭庁について

R5.4
設立

こども
まんなか

1.こども家庭庁とは

こども家庭庁のスローガンは「**こどもまんなか**」。
ミッションは、こどもの視点に立つこと、常にこどもの最善の利益を考えること、
そして、すべてのこどもの幸福を追求することです。

2.役割

（１）**こども政策の司令塔**としての総合調整
（２）省庁の**縦割り打破**、新しい政策課題や**隙間事案への対応**
（３）保健・福祉分野を中心とする事業の実施

3.基本姿勢

（１）**こどもや子育て中の方々の視点に立った政策立案**
（２）地方自治体との連携強化
（３）様々な民間団体とのネットワークの強化

こども家庭庁について

内部部局が422名、施設等機関が88名、
合計510名。出身省庁も様々、かつ、
地方自治体や民間からの多様なバックグ
ラウンドを持つ人材が共に働いています。



長官官房　全体の取りまとめ

- こどもや若者の視点に立った、こどもに関する取組全体の推進
- 都道府県や企業、NPO団体等との協力



成育局　すべてのこどもの育ちをサポート

- 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
- 小学校に入学する前のこどもの育ちの支援
- こども・若者の居場所づくりや放課後児童クラブ
- こどもの安全



支援局　特に支援が必要なこどもをサポート

- こどもの虐待防止やヤングケアラーなどの支援
- 里親家族や児童養護施設のこどもの生活の充実や大人になる社会に出ていくための支援
- こどもの貧困の解消に向けた支援やひとり親家族の支援
- 障害のあるこどもの支援
- いじめやこどもの自殺対策

こどもまんなか
こども家庭庁

「こどもまんなか社会」の実現に向けて

こども家庭庁

こども家庭庁のスローガンは「こどもまんなか」。わたしたちはみなさん

一人ひとりの意見を聴いてその声をまんなかに置きアクションしていきます。

そしてみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、政策に反映していきます。

みなさんや子育てしている人たちの困っていることに向き合い、

いざというときに守るための仕組みをつくっていきます。

こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になってつくってきた社会を「こどもまんなか」社会へとつくり変えていくための司令塔、

それがこども家庭庁です。

（こども家庭庁HP、こども・若者のみなさんへのメッセージより）

「こどもまんなか」は、

誰かがはじっこ、ということではなく、
こどもと大人が、いっしょになって社会をつくっていこう、ということ

こどもの声を聴き、
こどもの最善の利益を
考えていこう



こどものまわりの
おとなたちが
手をつないでいこう

こどもは、共創のパートナー

こども基本法

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う**全てのこどもが**、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、**その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現**を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○　国・地方公共団体の責務　○　事業主・国民の努力

白書・大綱

○　年次報告（法定白書）、**こども大綱の策定**
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存３法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○　**施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映**
○　支援の総合的・一体的提供の体制整備
○　関係者相互の有機的な連携の確保
○　この法律・児童の権利に関する条約の周知
○　こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○　こども家庭庁に、**内閣総理大臣を会長**とする、**こども政策推進会議を設置**
①　**大綱の案を作成**
②　こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
③　関係行政機関相互の調整　　等
○　会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和５年４月１日
国は、施行後５年を目途として、基本理念に則ったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討。

こども基本法、こども大綱、こどもまんなか実行計画等の関係性について

こども基本法（令和４年６月成立、令和５年４月施行）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、
こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための、包括的な基本法。
第9条でこども大綱について、第10条で自治体こども計画について規定。

努力義務

こども大綱（令和５年12月閣議決定）

５年に一回改定

こども基本法に基づき、
政府全体の幅広いこども政策全体について、
今後５年程度の基本的な方針・重要事項等を定めるもの。

勘案

自治体こども計画

こども大綱を勘案し、**各自治体にて策定**。

・各法令等に基づくこどもに関する計画等を、**一体のものとして作成することができる**
・こども施策に全体として**横串を刺すこと**、住民にとって**分かりやすいものとすること**等を期待

※市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案。

具体化

こどもまんなか実行計画
（こども政策推進会議決定）

毎年改定

こども大綱に基づき、
具体的に取り組む施策を
とりまとめたもの。

『こどもまんなか実行計画2025』は令和7年6月に決定。

盛り込み

こども未来戦略
（令和５年12月閣議決定）

以下を基本理念とし、
・若い世代の所得を増やす
・社会全体の構造・意識を変える
・全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
こども・子育て政策を抜本的に強化するために取りまとめたもの。

こども・子育て支援加速化プラン
令和６～８年度の３年間の集中的な取組をまとめたもの（3.6兆円規模）。

こども大綱における目標・指標

こども大綱において、下記の目標、指標を設定し、こどもまんなか社会の実現を目指す。

目指す社会：こどもまんなか社会

	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状※維持 ※97.1%
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

指標

- 「こどもは権利の主体である」と思う人の割合
- こどもの貧困率
- 里親等委託率
- 児童相談所における児童虐待相談対応件数
- 小・中・高生の自殺者数
- 妊産婦死亡率
- 安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合
- いじめの重大事態の発生件数
- 不登校児童・生徒数
- 高校中退率
- 大学進学率
- 若年層の平均賃金
- 50歳時点の未婚率
- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- 合計特殊出生率
- 出生数
- 夫婦の平均理想/予定こども数
- 男性の育児休業取得率
- 6歳未満のこどもをもつ男性の家事関連時間
- ひとり親世帯の貧困率

等

「こども・若者の意見を聴くこと」を大切に

こどもまんなか
こども家庭庁

すべてのこどもや若者が、健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる
「こどもまんなか社会」をつくっていくために、こども家庭庁は、

- こどもや若者のみなさんが生まれながらに持っている権利をたいせつにしながら、みなさんの今とこれからにとって最もよいことを行っていくこと
- こどもや若者の皆さんの意見を聴きながら、一緒に進めていくこと
- 大人として自分らしく生活を送ることができるようになるまで、ずっと、しっかり支えていくこと

などを大事にしています。

何よりも大切にするのは、みなさんの意見です。こどもや若者のみなさんの意見を聴いて、
その声を大切にして、こどもや若者のみなさんにとって最もよいことは何かを考えて、
それを取組に反映し、大人が中心になってつくってきたこの社会を、「こどもまんなか社会」
へとつくり変えていきます。

（こども家庭庁HP、こども・若者のみなさんへのメッセージより）

こどもの権利条約の4つの原則

こどもの権利について考えるときに

大切な4つの考え方

差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。



命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



こども若者★いけんぷらす（こども・若者意見反映推進事業）

こどもまんなか こども家庭庁

こども基本法等を踏まえ、各府省庁やこども家庭庁が、こども・若者の意見を聴き、政策に反映するための仕組み。

事業の目的・狙い

こども若者：政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス（過程）に主体的に参画する機会・場を得られる。

政府：こども・若者の意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、より良くできる。

社会：こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解がひろがる。

事業の仕組み

小学1年生～20代ならいつでもだれでも登録（＝ぷらすメンバー）
登録人数：約4,500人（R8.3現在）

参加

意見聴取　いけんひろば（意見を伝える機会）

意見を聴きたい省庁からのテーマ／ぷらすメンバーからのテーマ

対面　**オンライン**　**チャット**　**アンケート**　様々な方法で実施

こどもや若者の意見表明のサポートのため、
・事前の情報提供
・ファシリテーターによる進行　等を実施



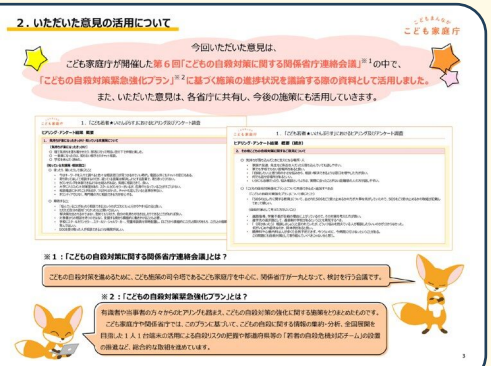


こども・若者の活動や生活の場に出向いて意見を聴く
例：児童養護施設、フリースクール、児童館、子ども食堂

令和7年度実績：20テーマ、延べ約900人から意見聴取（アンケート回答件数含む）

フィードバック

聴いた意見をどう反映したか、反映しなかった場合はどうしてか、こどもや若者にフィードバック



意見反映

こども・若者から聴いた意見について検討し、政策等へ反映できるものは反映する。

こども若者★いけんぷらすの運営には、ぷらすメンバーの有志も参画。（みんなのパートナーぽんぱー）

こども・若者★いけんぷらすの実施テーマ（令和７年度）

	テーマ	手法	対象年代	開催時期	担当省庁
1	こども家庭庁で働く人に期待することとは	対面	小学５年生以上	令和７年４月	こども家庭庁
2	インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方について	対面、アンケート	小学４年生 ～高校生年代	令和７年５月 ～６月	こども家庭庁
3	こども性暴力防止法の施行について	対面、アンケート	中学生 ～高校生年代	令和７年７月	こども家庭庁
4	有職・無職少年に向けた非行・犯罪被害防止の啓発方策について	対面、出向く型	高校生年代 ～20代前半	令和７年７月 ～11月	警察庁
5	次期科学技術・イノベーション基本計画（科学技術政策について）	対面、オンライン	中学生 ～大学生年代	令和７年７月 ～８月	内閣府
6	男女が共に活躍でき、暮らしやすい社会について、一緒に考えよう	対面	高校生年代 ～20代	令和７年８月	内閣府
7	こども向けつながりサポーター養成講座の実施について	対面、オンライン	小学４年生 ～中学生	令和７年９月 ～10月	内閣府
8	インターネット・リテラシーの向上促進	対面	小学１年生 ～高校生年代	令和７年９月	こども家庭庁

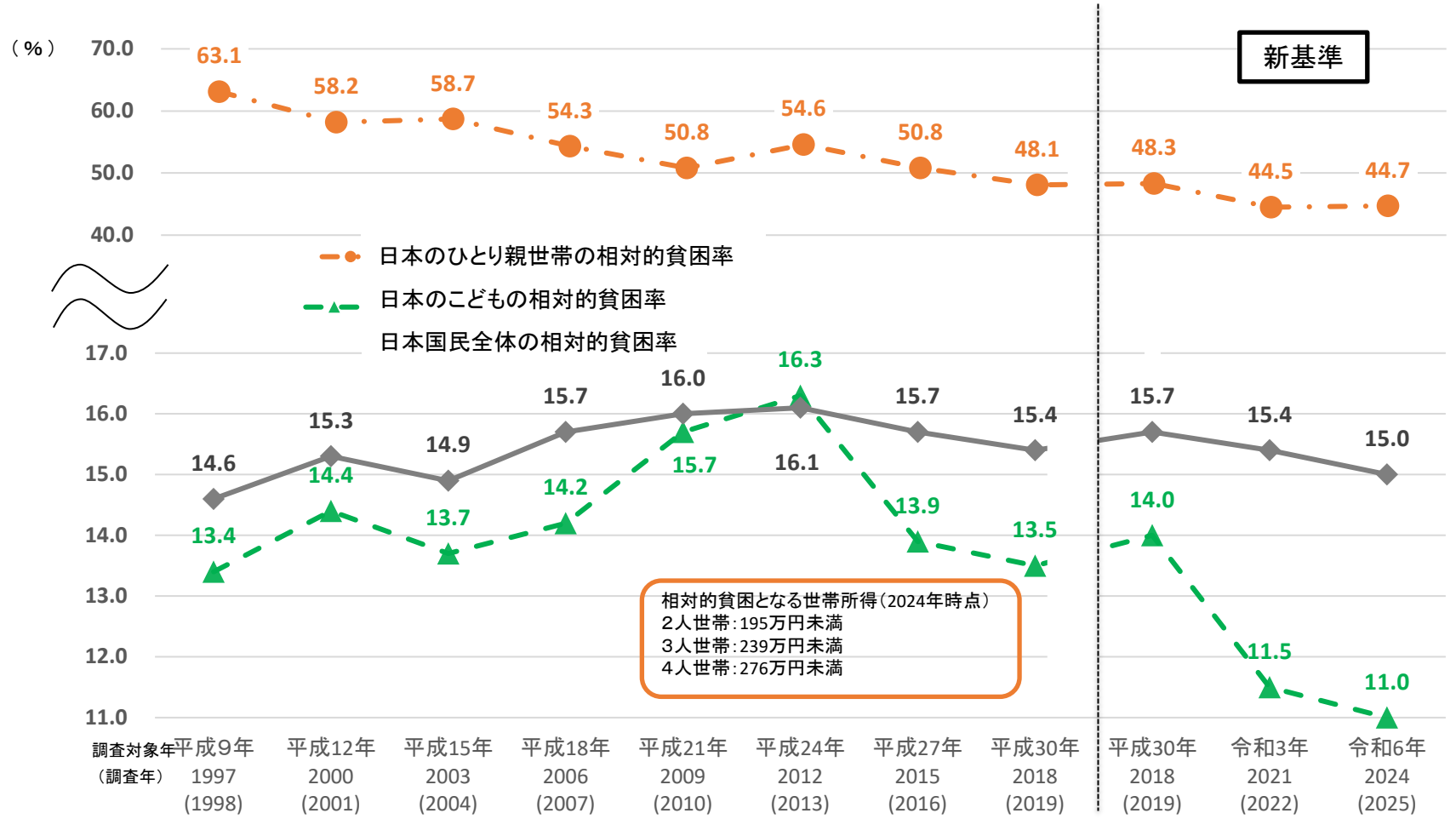
※ こども・若者のみなさんにお知らせする際には、こども・若者のみなさんに「参加したい」と思ってもらえるようなテーマ名にしています。

１．こども家庭庁とは

２．こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援

３．こども・子育てに優しい社会づくりに向けて

こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
※相対的貧困率とは、等価可処分所得（※1）の貧困線（※2）に満たない人の割合をいう。
→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。
（※1）世帯の可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたもの）を世帯人員の平方根で割った金額。
（※2）等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位（中央値）の金額の半分の金額。2024年調査時点で138万円。
※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

（出所）国民生活基礎調査（厚生労働省）

母子家庭・父子家庭の現状

		母子世帯	父子世帯
１　世帯数		１１９．５万世帯（１２３．２万世帯）	１４．９万世帯（１８．７万世帯）
２　ひとり親世帯になった理由		離婚　７９．５％（７９．５％） *［７９．６％］* 死別　　５．３％（　８．０％） *［　５．３％］* 未婚　１０．８％（　８．７％） *［　１０．６％］*	離婚　６９．７％（７５．６％） *［７０．３％］* 死別　２１．３％（１９．０％） *［２１．１％］* 未婚　　１．０％（　０．５％） *［　０．９％］*
３　就業状況		８６．３％（８１．８％） *［８６．３％］*	８８．１％（８５．４％） *［８８．２％］*
	就業者のうち　正規の職員・従業員	４８．８％（４４．２％） *［４９．０％］*	６９．９％（６８．２％） *［７０．５％］*
	うち　自営業	５．０％（　３．４％） *［　４．８％］*	１４．８％（１８．２％） *［１４．５％］*
	うち　パート・アルバイト等	３８．８％（４３．８％） *［３８．７％］*	４．９％（　６．４％） *［　４．６％］*
４　平均年間収入 ［母又は父自身の収入］		２７２万円（２４３万円） *［２７３万円］*	５１８万円（４２０万円） *［５１４万円］*
５　平均年間就労収入 ［母又は父自身の就労収入］		２３６万円（２００万円） *［２３６万円］*	４９６万円（３９８万円） *［４９２万円］*
６　平均年間収入 ［同居親族を含む世帯全員の収入］		３７３万円（３４８万円） *［３７５万円］*	６０６万円（５７３万円） *［６０５万円］*

※令和３年度　全国ひとり親世帯等調査より
※令和３年度の調査結果は推計値であり、前回（平成２８年度）の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。
※（　　）内の値は、前回（平成２８年度）調査結果を表している。（平成２８年度調査は熊本県を除いたものである）
※［　　］内の値は、令和３年度の調査結果の実数値を表している。
※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和２年の１年間の収入。
※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答（無記入や誤記入等）がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値（比率）を表している。

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保等支援策」、「経済的支援策」の４本柱により施策を推進。
○ また、相談支援体制を強化し、当事者のニーズに応じた総合的な支援を実施。

子育て・生活支援

○ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
○こどもの生活・学習支援事業、地域こどもの生活支援強化事業等によるこどもへの支援
○母子生活支援施設等を活用した家庭・生活環境を整える支援、住居の借り上げ資金の貸付　　など

就業支援

○母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
○就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスの提供
○能力開発等のための給付金の支給　　など

養育費確保等支援

○養育費・親子交流相談支援センター事業の推進
○養育費・親子交流の相談対応・情報提供、親支援講座の実施
○養育費の履行確保や親子交流の実施等に資する取組の推進
など

経済的支援

○児童扶養手当の支給

○母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付
など

相談支援体制の強化

【相談体制の充実・相談員の専門性向上】
○心理面でのアプローチも考慮した相談支援（心理担当職員の配置）
○就業支援の専門性と体制を確保するための就業支援専門員の配置
○伴走型の支援（同行・フォローアップ）の実施
○相談関係職員の資質向上のための研修会の開催等の支援
○タブレット等を活用した相談対応ツール作成等支援
○弁護士等による相談対応支援（相談員のバックアップ）　など

「加速化プラン」による施策の充実　【こどもの貧困】

こどもの貧困（食事、学び等）を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こどもの学習支援、生活支援を強化。子育てと仕事を1人で担わざるを得ない、ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

課題	加速化プランでの対応	目指す姿
◆ ひとり親家庭等のこどもの大学等進学率が低い ひとり親世帯65.3%（子育て世帯83.8%） ◆ 食料が買えなかったことがある、頼れる人がいないという子育て家庭がある 食料が買えない経験　ひとり親世帯34.9%　子育て世帯16.9%	**こどもの貧困対策** **●こどもの学習支援・生活支援の強化** ➢地域で**学習をサポートする場**を増やし、新たに、こどもの**大学受験料等の補助**を開始 **●こどもの生活支援の強化** ➢**こども食堂や学び体験**などの場を増やす ➢アウトリーチ型の**訪問支援**の展開（宅食・おむつ）	経済的な状況にかかわらず、大学等への進学に向けてチャレンジ出来る **食事や生活に困ったときに頼れる場所**が身近にあり、必要な支援が受けられる
◆ ひとり親の就業率は9割近く、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇しているが、所得が低い。	**ひとり親家庭への支援** **●ひとり親の就業支援・自立支援の強化** ➢ **資格取得**を目指すひとり親家庭に対する**給付金**の**対象資格の拡大・給付割合の拡充**	手に職をつけて、**安定的な収入を得られる**
◆ ひとり親の就労収入は上昇しているが、手当が減ったり止まったりすることが心配で、働き控えを考える人がいる 母子世帯の母の年収中央値 208万円（平成28年）→ 240万円（令和3年） ◆ 多子ひとり親世帯は、特に生活に困窮 ◆ 手当が止まると、手当と連動した支援策からも外れてしまう	**●児童扶養手当の拡充** ➢ **所得制限の見直し** ✓満額を受給できる所得　年収160万円 → 190万円 ✓所得に応じた一部額を受給できる所得　年収365万円 → 385万円 ➢ **多子加算の増額** ✓**第３子以降の額**（6,250円）を第２子と同額（10,420円）に増額 ＊R5年度の額。額は物価スライドによって変化。 **●児童扶養手当の受給に連動した支援策の要件緩和** ➢所得が上がって手当の受給対象から外れた場合は、給付金や貸付が利用できなかったが、**1年間をめどに利用可能**に	**働き控えに対応**し、児童扶養手当が自立を下支えする **多子のひとり親家庭の生活が安定**する
◆ 養育費の受領率は、母子世帯の3割弱で非常に低い	**●養育費確保支援の強化** ➢養育費の取り決め等の相談にのる**弁護士報酬への補助**	**養育費をしっかりと受け取れるひとり親家庭を増やす**

こどもまんなか
こども家庭庁

夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援について

1．背 景

○ 記録的な猛暑の頻発による経済的に困難な状況にある家庭のこどもの熱中症等の健康被害リスクの増加や、物価高騰等を背景とした生活困窮の深刻化による夏季休業期間中におけるこどもの健康や生活環境の悪化、食事機会の確保に対する懸念が高まっている。

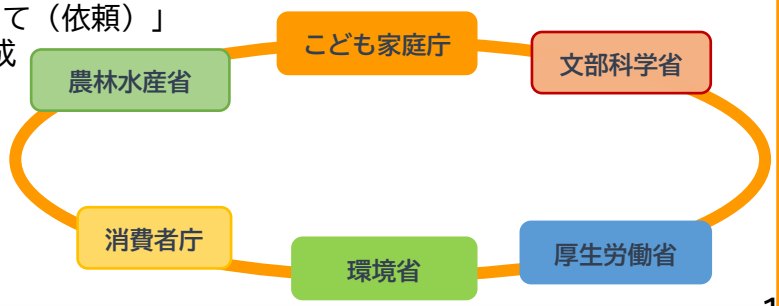
○ 特に、基本的に登校の機会がなくなる夏季休業期間中は、
　酷暑下で安心して過ごせる居場所の不足
　栄養のある食事を十分に確保できないこどもの存在
　支援が必要であるにもかかわらず、表面化しにくい家庭の孤立
といった課題が顕在化しやすい時期であり、対応が必要。

2．経 緯

○ 本年４月27日（月）に超党派「子どもの貧困対策推進議員連盟」（会長：田村憲久衆議院議員）より、黄川田内閣府特命担当大臣（こども政策）に対して、自治体において夏休みのこどものセーフティネットの構築が進むよう、こども家庭庁が中心となって関係省庁で連携して対応するよう要請。

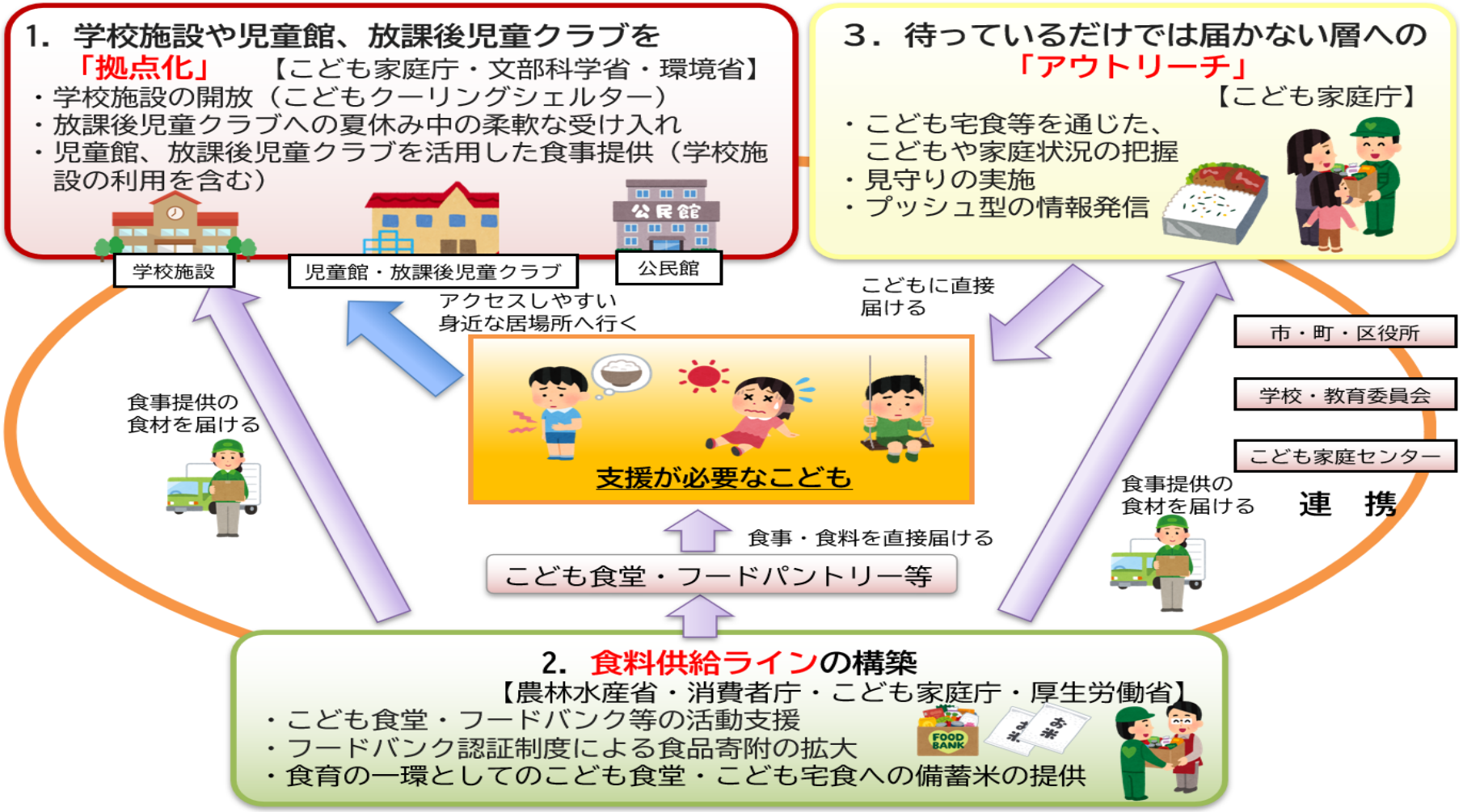
○ ５月15日に、６省庁連名により、関係省庁の事業や制度の活用を具体的な事例とともに周知。
　※「夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援に係る各施策の活用について（依頼）」
　※ 自治体へのオンライン説明会（５月26日）や事例紹介動画等を作成

○ ７月中に自治体の取組状況をこども家庭庁ホームページに掲載し、横展開を図るとともに、継続的に長期休暇中の取組を推進。



こども家庭庁

夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援について（イメージ図）



こども家庭庁

夏季休業期間中の酷暑対策及び食支援に関する自治体の取組事例

①放課後児童クラブ

- 昼食の提供と昼食費用の補助（一般市）
- 夏季休業期間中の給食サービスの実施（一般市）
- 夏季休業期間中における登録児童以外の受け入れ（一般市）
- 夏季休業期間中における開所時間の延長（一般市）

②学校施設

- 小学校を会場としたフードバンクと連携した食事の提供（一般市）
- 特別教室等を活用した体験活動や遊びの場の提供（指定都市）
- 空き教室や体育館等を活用した居場所の提供と見守りの実施（町村）
- 空き教室を活用した放課後児童クラブの開設（町村）

③公共施設

- 子育て支援センターにおけるこどもクーリングシェルターの実施と食事の提供（一般市）
- 児童館におけるフードバンクと連携した食事の提供（一般市）
- 夏季休業期間中のスポーツ施設及び体験講座等の無料化（特別区）

④アウトリーチ型

- 市、フードバンク、社会福祉協議会等が連携した困窮世帯に対する食料配布および相談支援（中核市）
- 困窮家庭の児童等に対する宅食事業の実施（町村）

⑤企業等連携

- 民間商業施設におけるこどもの居場所の設置（一般市）
- 認定こども園における小中学生の預かり事業の実施（一般市）
- 企業と連携した食品クーポンの配布（一般市）
- 企業と連携した体験機会の提供（都道府県）

⑥周知・広報

- 市内の小学校や児童館等におけるこども食堂等のポスター掲示（一般市）
- SNS等を活用した支援情報の発信（一般市）
- 夏季休業期間中におけるこども食堂等の開催情報の周知（中核市）

こどもの未来応援国民運動

こどもを社会全体で応援する機運を高め、こどもの貧困対策が国を挙げて推進されるようにするための官公民の連携・協働プロジェクト。



➢「子供の貧困対策大綱」（H26.８閣議決定）に基づき、H27.４発起人集会を開催。同年10月から運動開始。

子供の貧困対策に関する大綱（R元.11閣議決定）

子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、「子供の未来応援国民運動」を通じ、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、地方公共団体における取組や民間団体の支援活動の情報等の収集・提供や、子供の未来応援基金を通じた支援、民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

また、このような取組について積極的に情報発信し、国民の幅広い理解の下、子供を社会全体で支援する機運を高めていく。

➢こどもの未来応援基金

・企業や個人からの寄付金を通じて、こどもたちに寄り添った活動を実施する民間団体を支援。

➢ＮＰＯ等とその活動を支援する企業等とのマッチング事業

・全国的なネットワークを有する団体と連携し、企業等からの「モノ」「場所」「体験」の提供等の寄付先を調整。

➢国民への広報・啓発活動、地域における交流・連携事業の展開

・ホームページ、SNS等を通じた情報発信と普及啓発。

１．こども家庭庁とは

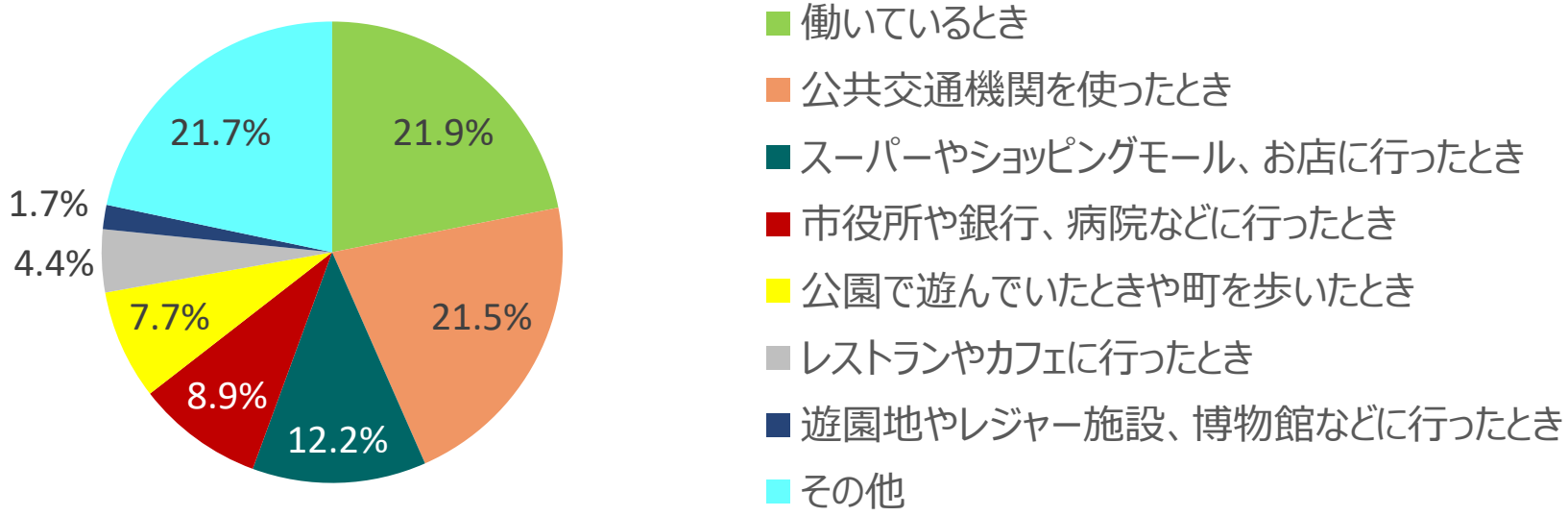
２．こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援

３．こども・子育てに優しい社会づくりに向けて

こども・子育てにやさしい社会 を実感できるように

こども連れで不便、理解や配慮が欲しいと感じる場面について、
「働いているとき」や「公共交通の利用時」など様々な場面で感じている

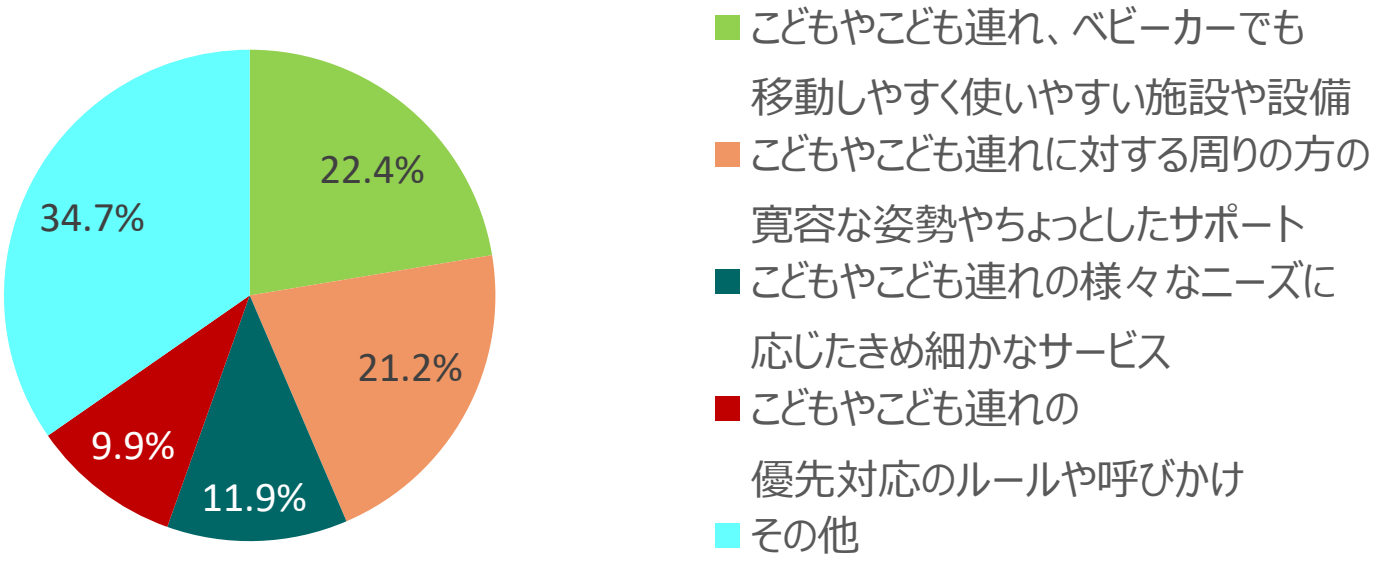
こどもと一緒にいるときに不便を感じたり、理解や配慮が欲しかった場面（全4,455件）



＊出典　こども家庭庁：こども・子育てにやさしい社会づくりのためのニーズ調査2023　https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka

こども・子育てにやさしい社会を 実感できるように

周りから欲しかった理解や配慮の内容（全4,215件）



＊出典　こども家庭庁：こども・子育てにやさしい社会づくりのためのニーズ調査2023　https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka

「こどもまんなか応援サポーター」への参加ご案内（登録手続き等不要、自主参加の取組です）

【こどもまんなかの趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体、企業、自治体などを「こどもまんなか応援サポーター」と呼んでいます】

1. **こどもまんなかの趣旨に賛同**する。
2. **サポーターご自身が考える「こどもまんなか」なアクションを実行**する。
3. **ご自身・団体のアクションを発信したり、地域社会に広く参加を呼びかける。**

「こどもまんなか」

こどもや若者の**意見を聴き**、その**意見を尊重し**、
こどもや若者にとってよいことは**何かを考え**、
自分ができる**アクションを実践**していきます。
どんなこどものことも考えていきます。

SNS(X、Instagram、YouTube）で発信する際にぜひ、＃こどもまんなかやってみた　をつけて発信ください。
こども家庭庁は「いいね」やホームページ・公式LINEでの事例紹介等でみなさまのアクションの見える化をサポートします。

応援サポーターのみなさまとはさまざまな連携を行っています。

※こどもまんなかアクションに関する
こども家庭庁ウェブサイトはこちら

◆「こどもまんなかマーク」を活用いただけます。（詳細はHPへ）

こども
まんなか

◆好事例を、庁のホームページや公式LINEを活用してご紹介しています。





◆こどもまんなか月間や夏休み期間にはサポーターと連携した取組も行っています。

例：VIVISTOP博多
こどもたちのプロジェクト「究極の映画館をつくろう」
庁職員が試写会・模擬記者会見に参加







広がっています！こどもまんなか応援サポーター

41道府県　376市区町村含む　企業・団体・個人の参加4,348に拡大中　※3月31日現在

熊本県とくまモン



滋賀県



豊中市



日本生命



ユニ・チャーム



江崎グリコ



ママの働き方応援隊



岐阜県理学療法士会こども福祉部



高校生が教える無料学習塾
NEW STEP



長浜こどもまんなか



#こどもまんなかやってみた